

東日本大震災に関する税制上の追加措置について

(平成 24 年度及び平成 25 年度の税制改正による所得税(譲渡所得関係を除く)の追加措置)

平成 24 年度及び平成 25 年度の税制改正により、東日本大震災に関する税制上の措置として、所得税(譲渡所得関係を除く)に関して、次の措置の追加又は改正が行われました。

- ・ 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例措置(平成 25 年度：改正)
- ・ 復興特別区域に係る税制上の特例措置(平成 24 年度：追加)
- ・ 避難解除区域等に係る税制上の特例措置(平成 24 年度：追加、平成 25 年度：改正)
- ・ 企業立地促進区域に係る税制上の特例措置(平成 25 年度：追加)
- ・ 特定地方公共団体との間に完全支配関係がある法人の発行する振替社債等に関する特例措置(平成 24 年度：追加、平成 25 年度：改正)

このパンフレットでは、平成 24 年度及び平成 25 年度の税制改正による改正後のこれらの特例措置の概要について説明しています。

※ 平成 25 年度の税制改正による譲渡所得関係の追加措置については、「東日本大震災に関する税制上の追加措置について(譲渡所得関係)」(所06)をご覧ください。

被災された方

○ 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例措置(平成 25 年度税制改正後)

平成 25 年度税制改正の概要

東日本大震災の被災者等が住宅の再取得等をしてその住宅を居住の用に供した場合に、選択により、通常の住宅借入金等特別控除に代えて適用できる「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例」の適用期限が、平成 29 年 12 月 31 日まで4年延長されました。

東日本大震災によって自己の所有する家屋が被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった方が、住宅の取得等をしてその住宅を居住の用に供した場合には、選択により、通常の住宅借入金等特別控除の適用に代えて、次表のその居住の用に供した年(居住年)に応じた控除率等による「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例」を適用できます(控除期間は 10 年です。)

居住年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年 1 月 ～ 平成 26 年 3 月	平成 26 年 4 月 ～ 平成 29 年 12 月
住宅借入金等の 年末残高の限度額	4,000 万円 (参考 通常：4,000 万円)	4,000 万円 (参考 通常：3,000 万円)	3,000 万円 (参考 通常：2,000 万円)	3,000 万円 (参考 通常：2,000 万円)	5,000 万円 (参考 通常：4,000 万円又は 2,000 万円)
控除率	1.2% (参考 通常：1.0%)				

(注) 住宅借入金等特別控除とは、住宅借入金等で家屋の新築、購入又は増改築等をして居住の用に供した場合で、一定の要件を満たすときに、次の算式により計算した額を所得税の額から控除できる制度です。

【住宅借入金等特別控除額(100 円未満の端数切捨て) = 住宅借入金等の年末残高 × 控除率】

○ この特例の対象となる「住宅の再取得等」とは、次のとおりです。

イ 住宅の新築や購入の場合

東日本大震災によって自己の所有する家屋が被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった日以後初めて居住の用に供する場合が対象です。

ロ 家屋の増改築等の場合

東日本大震災によって自己の所有する家屋が通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった家屋について行う増改築等が対象です。

(注) 「通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊」とは、今後取壊し若しくは除去せざるを得ないと認められる損壊又は相当の修繕を行わなければ今後居住の用に供することができないと認められる損壊をいいます。

1 復興特別区域に係る税制上の特例措置(平成 24 年度税制改正後)

「復興特別区域」とは、復興推進計画の区域など、東日本大震災復興特別区域法で定められている区域をいいます。

このうち、復興推進計画の区域に含まれる復興産業集積区域及び復興居住区域について、次の(1)から(4)までに掲げるとおり、所得税の課税の特例が設けられています。

- ▶ 「復興産業集積区域」とは、産業集積の形成及び活性化の取組を推進すべき区域として認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた区域をいいます。
- ▶ 「復興居住区域」とは、居住の安定の確保及び居住者の利便の増進の取組を推進すべき区域として認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた区域をいいます。

平成 24 年度税制改正の概要

福島復興再生特別措置法の制定により、福島県の全ての地方公共団体が、復興推進計画を作成することができる認定地方公共団体の対象となったことに伴い、認定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に基づき適用することができる次の(1)(2)(3)の特例について、福島県の地方公共団体が作成した認定復興推進計画も同様に、その計画に基づき適用できることとされました。【平成 24 年 4 月 1 日施行】

(1) 被災者等を雇用した場合の所得税額の特別控除

認定地方公共団体の指定を受けた方が、その指定があった日から5年を経過する日までの期間(以下、この(1)において「適用期間」といいます。)内の日の属する各年の適用期間内において、復興産業集積区域内の事業所で雇用する被災者等に対して給与等を支給した場合には、その支給した額の 10%相当額(事業所得に係る所得税額の 20%を限度とします。)をその年分の所得税額から控除できます。

(注 1) 「認定地方公共団体の指定を受けた方」とは、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業などを行う者として、東日本大震災復興特別区域法の施行日(平成 23 年 12 月 26 日、以下「復興特区法の施行日」といいます。)から平成 28 年 3 月 31 日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた方をいいます。

(注 2) 「被災者等」とは、①平成 23 年 3 月 11 日時点において復興特別区域内の事業所で勤務していた方、又は②平成 23 年 3 月 11 日時点で復興特別区域内に居住していた方をいいます。

(注 3) この特例は、福島県の地方公共団体の指定を受けた方であっては、平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に雇用者等に給与等を支給した場合について適用されます。

(2) 事業用設備等の特別償却等

認定地方公共団体の指定を受けた方が、復興産業集積区域内において、復興特区法の施行日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、一定の機械装置及び一定の建物等の取得等(取得又は製作、若しくは建設)をして、これを特定の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年において、その取得価額に一定割合(次表参照)を乗じた金額の特別償却又は取得価額に一定割合(次表参照)を乗じた金額の税額控除の選択適用ができます。

なお、税額控除される金額は、その年分の不動産所得又は事業所得に係る所得税額の 20%相当額が限度とされ、控除しきれなかった金額については、4 年間の繰越しができます。

特別償却			選択	税額控除		
取得等の時期	～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31		取得等の時期	～H28.3.31	
資産等の区分				資産等の区分		
機械装置	100%(即時償却)	50%		機械装置	15%	
建物・構築物	25%			建物・構築物	8%	

(注1) 福島県の地方公共団体の指定を受けた方にとっては、一定の機械装置を平成26年3月31日までの間に事業の用に供した場合に適用される即時償却(取得価額の全額を必要経費に算入)について、平成28年3月31日まで適用できます。

(注2) この特例は、福島県の地方公共団体の指定を受けた方にとっては、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間に一定の機械装置等の取得等をして特定の事業の用に供した場合について適用されます。

(3) 開発研究用資産の特別償却等

認定地方公共団体の指定を受けた方が、復興特区法の施行日から平成28年3月31日までの間に、一定の開発研究用資産の取得等をして、これを復興産業集積区域内において、開発研究の用に供した場合には、その開発研究の用に供した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、即時償却(取得価額の全額を必要経費に算入)することができます。

(注1) 上記の対象となる開発研究用資産の減価償却費について、試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合には、特別試験研究費として取り扱われます。

(注2) この特例は、福島県の地方公共団体の指定を受けた方にとっては、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間に一定の開発研究用資産の取得等をして開発研究の用に供した場合について適用されます。

(4) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等

相当数の住宅が滅失した地域の居住の安定の確保に寄与する事業を行う方として認定地方公共団体の指定を受けた方が、復興居住区域内において、復興特区法の施行日から平成26年3月31日までの間に、被災者の居住の確保に資する一定の要件を満たす優良な賃貸住宅(被災者向け優良賃貸住宅)を取得又は新築して、これを賃貸住宅供給事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年において、その取得価額の25%相当額の特別償却又は取得価額の8%相当額の税額控除の選択適用ができます。

なお、税額控除される金額は、その年分の不動産所得に係る所得税額の20%相当額が限度とされ、控除しきれなかった金額については、4年間の繰越しができます。

2 避難解除区域等に係る税制上の特例措置(平成24年度及び平成25年度税制改正後)

「避難解除区域等」とは、①避難解除区域(原子力発電所の事故に関して内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が福島市の市町村長又は福島県知事に対して行った避難指示の対象となった区域のうち、その避難指示が全て解除された区域)、及び②住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示の対象となっている区域(避難指示解除準備区域及び居住制限区域)をいいます。

この「避難解除区域等」について、次の(1)及び(2)に掲げるとおり、所得税の課税の特例が設けられています。〔平成24年度税制改正により追加、平成25年度税制改正により改正〕

平成25年度税制改正の概要

特例の対象区域(改正前：避難解除区域)に、住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示の対象となっている区域(避難指示解除準備区域及び居住制限区域)が追加されました。【平成25年5月10日施行】

(1) 事業用設備等の特別償却等

避難指示の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたことについて福島県知事の確認を受けた方が、「避難解除区域等に係る一定の避難指示」が解除された日から、その日又は「住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示」が解除された日のいずれか遅い日以後5年を経過する日までの間に、一定の機械装置及び一定の建物等の取得等(取得又は製作若しくは建設)をして、これをその避難解除区域等内において、

特定の事業の用に供した場合には、その特定の事業の用に供した日の属する年において、その取得価額に一定割合(次表参照)を乗じた金額の特別償却又は取得価額に一定割合(次表参照)を乗じた金額の税額控除の選択適用ができます。

なお、税額控除される金額は、その年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額が限度とされ、控除しきれなかった金額については、4年間の繰越しができます。

〔特別償却〕		選択	〔税額控除〕	
機 械 装 置	100%(即時償却)		機 械 装 置	15%
建物・構築物	25%		建物・構築物	8%

※ この特例は、復興特別区域に係る事業用設備等の特別償却等(上記1(2))及び企業立地促進区域に係る事業用設備等の特別償却等(後記3(1))の適用を受ける年分については適用できません。

(注) 平成25年5月10日より前においては、この特例の①対象区域、②一定の機械装置及び一定の建物等の取得等をする期間の終了日、③不適用の対象は、次のとおりとされています。

- ① 対象区域：避難解除区域
- ② 対象期間の終了日：「避難指示」が解除された日以後5年を経過する日
- ③ 不適用の対象：復興特別区域に係る事業用設備等の特別償却等(上記1(2))の適用を受ける年分

(2) 被災者等を雇用した場合の所得税額の特別控除

「避難解除区域等に係る避難指示」が解除された日から、その日又は「住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示」が解除された日のいずれか遅い日以後3年を経過する日までの間に、避難指示の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたことについて福島県知事の確認を受けた方が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの期間(以下、この(2)において「適用期間」といいます。)内の日の属する各年の適用期間内において、避難解除区域等内の事業所で雇用する被災者等に対して給与等を支給した場合には、その支給した額の20%相当額(事業所得に係る所得税額の20%を限度とします。)を、その年分の所得税額から控除できます。

※ この特例は、復興特別区域に係る被災者等を雇用した場合の所得税額の特別控除(上記1(1))、復興特別区域に係る事業用設備等の特別償却等(上記1(2))、避難解除区域等に係る事業用設備等の特別償却等(上記2(1))、企業立地促進区域に係る事業用設備等の特別償却等(後記3(1))、企業立地促進区域に係る被災者等を雇用した場合の所得税額の特別控除(後記3(2))、「雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除」又は「雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除」の適用を受ける年分については適用できません。

(注1) 「被災者等」とは、①平成23年3月11日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた方、又は②平成23年3月11日において避難対象区域内に居住していた方をいいます。

(注2) 平成25年5月10日より前においては、この特例の①対象区域、②福島県知事の確認を受ける期間の終了日、③不適用の対象は、次のとおりとされています。

- ① 対象区域：避難解除区域
- ② 対象期間の終了日：「避難指示」が解除された日以後3年を経過する日
- ③ 不適用の対象：復興特別区域に係る被災者等を雇用した場合の所得税額の特別控除(上記1(1))、復興特別区域に係る事業用設備等の特別償却等(上記1(2))、避難解除区域等に係る事業用設備等の特別償却等(上記2(1))又は「雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除」の適用を受ける年分

3 企業立地促進区域に係る税制上の特例措置(平成 25 年度税制改正後)

「企業立地促進区域」とは、避難解除区域等内の区域であって、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべき区域をいいます。

- ▷ 「避難解除区域等」とは、避難解除区域並びに住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示の対象となっている区域(避難指示解除準備区域及び居住制限区域)をいいます。
- ▷ 「避難解除等区域復興再生推進事業」とは、雇用機会の確保に寄与する事業その他の避難解除等区域(避難解除区域及び現に避難指示の対象となっている区域のうち、原子力災害対策本部長が福島市の市町村長又は福島県知事に対して行った指示において近くその避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域)の復興及び再生の推進に資する一定の事業をいいます。

この「企業立地促進区域」について、次の(1)及び(2)に掲げるとおり、所得税の課税の特例が設けられています。〔平成 25 年度税制改正により追加〕

参考

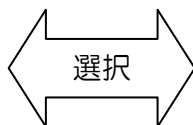
- ・ 避難解除等区域復興再生推進事業を実施する方が作成したその事業の実施に関する計画を「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」といいます。
- ・ 福島県知事が内閣総理大臣に提出した避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進するための計画を「提出企業立地促進計画」といいます。

(1) 事業用設備等の特別償却等

避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けた方が、提出企業立地促進計画の提出のあった日から、その日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する避難解除区域等に係る避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後5年を経過する日までの間に、一定の機械装置及び一定の建物等の取得等(取得又は製作若しくは建設)をして、その企業立地促進区域内において、避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した場合には、その避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した日の属する年において、その取得価額に一定割合(次表参照)を乗じた金額の特別償却又は取得価額に一定割合(次表参照)を乗じた金額の税額控除の選択適用ができます。

なお、税額控除される金額は、その年分の事業所得に係る所得税額の20%相当額が限度とされ、控除しきれなかった金額については、4年間の繰越しができます。

〔特別償却〕		〔税額控除〕	
機 械 装 置	100%(即時償却)	機 械 装 置	15%
建物・構築物	25%	建物・構築物	8%



※ この特例は、復興特別区域に係る事業用設備等の特別償却等(上記 1 (2))の適用を受ける年分については適用できません。

(2) 被災者等を雇用した場合の所得税額の特別控除

提出企業立地促進計画の提出のあった日から、その日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する避難解除区域等に係る避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後3年を経過する日までの間に、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けた方が、その認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間(以下、この(2)において「適用期間」といいます。)内の日の属する各年の適用期間内において、企業立地促進区域内の避難解除等区域復興再生推進事業を行う事業所で雇用する被災者等に

対して給与等を支給した場合には、その支給した額の 20%相当額(事業所得に係る所得税額の 20%を限度とします。)を、その年分の所得税額から控除できます。

※ この特例は、復興特別区域に係る被災者等を雇用した場合の所得税額の特別控除(上記 1 (1))、復興特別区域に係る事業用設備等の特別償却等(上記 1 (2))、避難解除区域等に係る事業用設備等の特別償却等(上記 2 (1))、企業立地促進区域に係る事業用設備等の特別償却等(上記 3 (1))、「雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除」又は「雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除」の適用を受ける年分については適用できません。

(注) 「被災者等」とは、①平成 23 年 3 月 11 日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた方、又は②平成 23 年 3 月 11 日において避難対象区域内に居住していた方をいいます。

その他

○ 特定地方公共団体との間に完全支配関係がある法人の発行する振替社債等に関する特例措置(平成 24 年度及び平成 25 年度の税制改正後)

振替社債等の利子等の課税の特例において非課税の対象とされる「特定振替社債等」は、振替社債等のうち利益連動債以外のものとされていますが、東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する振替社債等については、利益連動債に該当するものであっても、「特定振替社債等」に該当するものとして、非課税制度の適用を受けることができる特例が設けられています。〔平成 24 年度税制改正により追加、平成 25 年度税制改正により改正〕

東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する振替社債等のうち利益連動債(地方公共団体が債務保証をしないものに限ります。)については、平成 28 年 3 月 31 日までに発行されるものに限り、振替社債等の利子等の課税の特例において非課税の対象とされる「特定振替社債等」に該当するものとされます。

☞ このパンフレットの留意事項

このパンフレットは、平成 25 年 5 月 10 日現在の法令に基づいて作成しています。

なお、平成 25 年度の税制改正による東日本大震災に関する所得税の追加措置のうち、譲渡所得に係るものについては、「東日本大震災に関する税制上の追加措置について(譲渡所得関係)」(所 06)をご覧ください。

☞ 電話相談・税務署窓口でのご相談

このパンフレットのお手続きの内容などに関し、ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお気軽にお問い合わせください(住所地の所轄税務署以外の税務署でも、ご相談を受け付けています。)

税務署窓口でのご相談は、お待ちいただくことなくご相談に対応できるよう、お電話等で事前に相談日時等をご予約いただいています。

ご予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いいたします。

【電話相談・税務署開庁時間／午前 8 時 30 分～午後 5 時(土日祝、年末年始(12/29～1/3)を除く)】

☞ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】

国税庁ホームページには、東日本大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続きに使用する様式などを掲載しています。